

広報岬だより作成業務仕様書

1 業務名

広報岬だより作成業務

2 履行期間

令和8年6月1日（月）から令和11年6月30日（土）まで

3 規格等

(1) 発行日等

ア 発行日

毎月1日

イ 発行回数

36回（対象号 令和8年8月号～令和11年7月号）

ウ ページの仕様

フルカラー

(2) 発行ページ数

ア ページ数

約864ページ（36回） 24ページ／各月号

※ページ数は増減することがある。

4 業務内容

広報岬だよりの編集・原稿入力・データ納品を行う。

(1) 編集

ア 編集方法

DTP編集により、デザイン・レイアウト・イラスト・グラフ・表・画像の加工等を行う。

イ 岬町の役割

岬町（以下「発注者」という。）は、受注者に対し必要に応じてラフイメージの提示及び割り付け位置、校正の指示のみを行うこととする。

ウ その他

① 写真の使用枚数については、無制限とする。

② 発注者は、同一記事について、2種類以上のレイアウト案作成を受注者に指示する
場合がある。

(2) 原稿入力

ア 発注者

発注者は、広報紙発行前々月の発注者が指定する日までに原稿をワード・エクセル等により受注者に入稿するとともに、写真（データ又はプリント）を提供する。

なお、入稿日については、発注者の都合により変更することがある。

イ 受注者

受注者は、発注者の指示、又は発注者が提示するラフイメージに従って原稿データの流し込み、デザイン、写真等の割り付けを行い、ゲラ刷りを作成するものとする。

(3) 校正

ア 校正の回数

発注者による校正は4回とする。ただし、発注者の都合により、随時入稿することや4回を超える校正を依頼することがある。

イ 発注者に提出するゲラ刷り

受注者が発注者に提出するゲラ刷りの内容は以下のとおりとする。

① トンボなしデータ（PDFで提出。初校、校正

② トンボありデータ（PDFで提出。最終校正

③ ホームページ掲載用データ（PDFで提出。最終校正のみ）データサイズ10MB未満
ウ 初校（1回目）

受注者は、発注者が受注者に入稿した日から閉庁日を除き8～9日以内に発注者にゲラ刷りを提出するものとする。なお、提出日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日までに提出するものとする。

エ 校正（2回目）

受注者は、納品予定日の閉庁日を除き8～10日前までに発注者にゲラ刷りを提出する。

オ 校正（3回目）

受注者は、納品予定日の閉庁日を除き4～7日前までに発注者にゲラ刷りを提出する。

カ 最終校正（4回目）

受注者は、納品予定日の閉庁日を除き1日前までに発注者にゲラ刷りを提出する。

キ その他

各月のゲラ刷りの提出日については、上記ウ～キを目安に、別に定める。

(4) 校閲（内部校正）

受注者は、発注者が指示する校正の他に内部校正をしなければならない。

①誤字の訂正、脱字の挿入

②とき、ところ等、表記統一の明確な誤りの訂正

③紙面の美的校正

(5) 納品等

受注者は、校正から完成した広報紙のDTPデータをPDF化し、発注者が指定する日の開庁時間内（17時30分）までに納品すること。また、作成したすべてのデータを発注者に引き渡すものとする。

5 委託の条件

(1) DTP編集

DTP編集に係る使用するソフトウェアについては、以下のとおりとする。

ア 使用ソフト

- ①Adobe illustrator cc
- ②Adobe indesign cc
- ③Adobe photoshop cc
- ④Adobe Acrobat Pro
- ⑤Microsoft office2021 以降又はMicrosoft office365

(2) 発注者からの指示に対する対応

受注者は、発注者からの校正指示（文字や色の変更・修正）等に対して、速やかに対応できる体制を執ることとする。また、急な原稿の差替えが発生した場合にも速やかに対応するものとする。

(3) F a xによる校正

F a xによる校正は行わないものとする。

6 納品期限・場所

納品期限は毎月20日頃とし、納品場所については、発注者が指定する場所とする。

※ 岬だより作成に係る工程について (例) 令和7年5月号

入稿	校正期間 (4回)	納品
3月18日	3月31日～4月17日	4月18日

7 著作権

成果品の著作権については、第三者が著作権を有する部分を除き、発注者に帰属するものとする。

8 その他

(1) 委託業務内容の変更

受注者は、発注者が委託業務内容を変更する必要があると認めるときは、その協議に応じなければならない。また、受注者は、委託業務内容を変更する必要があると認められるときは、発注者に速やかに申し出るとともに、発注者の指示を受けなければならない。

(2) その他

その他、委託業務の詳細については、発注者の指示によるものとする。

なお、受注者は、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。